

参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

理事

青山 正一君
重政 庸徳君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

雨森 常夫君
池田宇右衛門君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
横川 恒夫君
東 隆君
河合 義一君
清澤 俊英君
小林 孝平君
森 八三一君
千田 正君

政府委員

公正取引委員会
事務局経済部長 坂根 哲夫君
農林政務次官 大石 武一君
農林省農林 安田善一郎君
経済局長 渡部 伍良君
農林省畜産局長 渡部 伍良君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○飼料需給安定法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合整備特別措置法案(内
閣提出、衆議院送付)

○中央卸売市場法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○理事(戸叶武君) ただいまから農林
水産委員会を開きます。

飼料需給安定法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)を議題に
いたします。

本法律案は去る三月二十七日衆議院
において全会一致で原案の通り可決さ
れ、当院に送付、即日当委員会に付
託されました。本法律案につきましては、
去る三月一日予備審査を終つてお
りまして、前回の委員会のお取りきめ
によつて本日は残余の質疑を終り、直
ちに討論、採決を行うことにいたした
いと存じますから、御了承を願いま
す。御質疑の向きは順次御質疑を願
います。――御質疑がなければ、質疑は
尽きたものと認めて御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないと認め
ます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べを願います。なお、修正意
見のおありの方は討論中にお述べを願
います。

別に御意見もないようですから、討
論は終局したものと認めて御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないと認め
ます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べを願います。なお、修正意
見のおありの方は討論中にお述べを願
います。

別に御意見もないようですから、討
論は終局したものと認めて御異議ござ
いせんか。

○理事(戸叶武君) 全会一致でござい
ます。よつて本案は全会一致をもつて
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。

〔賛成者挙手〕

○理事(戸叶武君) 全会一致でござい
ます。よつて本案は全会一致をもつて
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。

なお、本會議における口頭報告の内
容、議長に提出すべき報告書の作成、
その他自後の手続につきましては、慣
例によりこれを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございせん
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないと認め
ます。よつてさうに決定いたしましたし
ます。

なお、本案を可とされた方は順次御
署名を願います。

多数意見者署名
青山 正一 重政 庸徳
三浦 辰雄 雨森 常夫
池田宇右衛門 佐藤清一郎
関根 久蔵 横川 恒夫
東 隆 河合 義一
清澤 俊英 小林 孝平
森 八三一 千田 正

○理事(戸叶武君) 農業協同組合整備
特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
を議題にいたします。

本法律案は、去る三月二十七日衆議
院において全会一致をもつて原案の通
り可決され、当院に送付、即日当委員

会に付託されました。なお衆議院農林
水産委員会において、お配りしておき
ましたような付帯決議が行われており
ます。本委員会におきましては、前回
の委員会において予備審査を終つて
いるのでありまして、その際のお取り
きめによつて本日は残余の質疑を終
り、直ちに討論、採決を行うことにい
たしたいと存じますから、御了承を願
います。御質疑の向きは順次御質疑を
願います。

○清澤俊英君 この付帯決議にもあり
ますように、指導する、あるいは農業
協同組合に対する農民意識を高めると
いうが、先般来農業団体再編成等に現
われましたのは、大體経済団体としての
機能発揮を中心にして非常に農林大臣
等は強調していられる。ところがそれ
の反対意見書を出した新潟県の協
同組合などは、生産協同組合としての
非常な意欲を持っていて、これらの点
に對しては、やはり統一のある指導
でなかつたら指導もよくないかないだ
ろうし、認識もぐらついてくるだろう
と思うが、その両者をどういうふう
に取り組んで今考えておられるのか、再
編成のあとを受けて今どういうふう
に考えておられるか。いま一度申しま
す、農林大臣は経済団体として育成し
ていくのだ、こういう御意向をはつき
り出されております。ところが実際に
今從事してある農業協同組合の人たち
は、それもあるが、主体は生産協同組
合としての意欲が非常に高まって、今
やういつある。こういう食い違いに對

して政府はどういう考え方を今持たれ
ておるか。

○政府委員(大石武一君) 清澤委員に
お答えいたします。農林省といたしま
しては、もちろんこの農業協同組合が
各農村の経済行為の中心として、その
総力の結集をもつて効果を上げようと
することに、今全力をもつて指導なり
応援なりいたす考えでございます。も
ちろんその経済行為の効果を高めるた
めに今までとつておられますような指
導方針だとか、あるいは指導だとか
かいうものは尊重いたしまして、ぜひと
もそれをあわせて十分に発展させると
いうことを念願いたしますので、決し
てこれらの當農に対する指導だとか、
今までありますものを取りはずすとい
うようなことは決して考えておらない
次第であります。

○千田正君 これは、このたびは農業
協同組合の再建に対する特別措置法で
ありますが、同じ農林省の管轄内にあ
る行政指導をしなくてはならない漁業
協同組合、並びに森林協同組合等に対
しては、あるいはいろいろな農業協同
組合とはある面においては別個の措置
を講じなくてはならない点はあると思
いますけれども、漁業協同組合などに
至つてはまだまだ軌道に乗つておらな
い。むしろこういう方を早く刷新しま
して、農業協同組合と足を並べてこの
水産経済の復興をはかれるのが至当
であると思ひますけれども、このたび
は漁業協同組合も森林協同組合もこの
案からははずれておるわけでありま

会に付託されました。なお衆議院農林
水産委員会において、お配りしておき
ましたような付帯決議が行われており
ます。本委員会におきましては、前回
の委員会において予備審査を終つて
いるのでありまして、その際のお取り
きめによつて本日は残余の質疑を終
り、直ちに討論、採決を行うことにい
たしたいと存じますから、御了承を願
います。御質疑の向きは順次御質疑を
願います。

○清澤俊英君 この付帯決議にもあり
ますように、指導する、あるいは農業
協同組合に対する農民意識を高めると
いうが、先般来農業団体再編成等に現
われましたのは、大體経済団体としての
機能発揮を中心にして非常に農林大臣
等は強調していられる。ところがそれ
の反対意見書を出した新潟県の協
同組合などは、生産協同組合としての
非常な意欲を持っていて、これらの点
に對しては、やはり統一のある指導
でなかつたら指導もよくないかないだ
ろうし、認識もぐらついてくるだろう
と思うが、その両者をどういうふう
に取り組んで今考えておられるのか、再
編成のあとを受けて今どういうふう
に考えておられるか。いま一度申しま
す、農林大臣は経済団体として育成し
ていくのだ、こういう御意向をはつき
り出されております。ところが実際に
今從事してある農業協同組合の人たち
は、それもあるが、主体は生産協同組
合としての意欲が非常に高まって、今
やういつある。こういう食い違いに對

して政府はどういう考え方を今持たれ
ておるか。

○政府委員(大石武一君) 清澤委員に
お答えいたします。農林省といたしま
しては、もちろんこの農業協同組合が
各農村の経済行為の中心として、その
総力の結集をもつて効果を上げようと
することに、今全力をもつて指導なり
応援なりいたす考えでございます。も
ちろんその経済行為の効果を高めるた
めに今までとつておられますような指
導方針だとか、あるいは指導だとか
かいうものは尊重いたしまして、ぜひと
もそれをあわせて十分に発展させると
いうことを念願いたしますので、決し
てこれらの當農に対する指導だとか、
今までありますものを取りはずすとい
うようなことは決して考えておらない
次第であります。

○千田正君 これは、このたびは農業
協同組合の再建に対する特別措置法で
ありますが、同じ農林省の管轄内にあ
る行政指導をしなくてはならない漁業
協同組合、並びに森林協同組合等に対
しては、あるいはいろいろな農業協同
組合とはある面においては別個の措置
を講じなくてはならない点はあると思
いますけれども、漁業協同組合などに
至つてはまだまだ軌道に乗つておらな
い。むしろこういう方を早く刷新しま
して、農業協同組合と足を並べてこの
水産経済の復興をはかれるのが至当
であると思ひますけれども、このたび
は漁業協同組合も森林協同組合もこの
案からははずれておるわけでありま

会に付託されました。なお衆議院農林
水産委員会において、お配りしておき
ましたような付帯決議が行われており
ます。本委員会におきましては、前回
の委員会において予備審査を終つて
いるのでありまして、その際のお取り
きめによつて本日は残余の質疑を終
り、直ちに討論、採決を行うことにい
たしたいと存じますから、御了承を願
います。御質疑の向きは順次御質疑を
願います。

○清澤俊英君 この付帯決議にもあり
ますように、指導する、あるいは農業
協同組合に対する農民意識を高めると
いうが、先般来農業団体再編成等に現
われましたのは、大體経済団体としての
機能発揮を中心にして非常に農林大臣
等は強調していられる。ところがそれ
の反対意見書を出した新潟県の協
同組合などは、生産協同組合としての
非常な意欲を持っていて、これらの点
に對しては、やはり統一のある指導
でなかつたら指導もよくないかないだ
ろうし、認識もぐらついてくるだろう
と思うが、その両者をどういうふう
に取り組んで今考えておられるのか、再
編成のあとを受けて今どういうふう
に考えておられるか。いま一度申しま
す、農林大臣は経済団体として育成し
ていくのだ、こういう御意向をはつき
り出されております。ところが実際に
今從事してある農業協同組合の人たち
は、それもあるが、主体は生産協同組
合としての意欲が非常に高まって、今
やういつある。こういう食い違いに對

して政府はどういう考え方を今持たれ
ておるか。

○政府委員(大石武一君) 清澤委員に
お答えいたします。農林省といたしま
しては、もちろんこの農業協同組合が
各農村の経済行為の中心として、その
総力の結集をもつて効果を上げようと
することに、今全力をもつて指導なり
応援なりいたす考えでございます。も
ちろんその経済行為の効果を高めるた
めに今までとつておられますような指
導方針だとか、あるいは指導だとか
かいうものは尊重いたしまして、ぜひと
もそれをあわせて十分に発展させると
いうことを念願いたしますので、決し
てこれらの當農に対する指導だとか、
今までありますものを取りはずすとい
うようなことは決して考えておらない
次第であります。

す。これは速急やっていたただかなくちやいけないと思ふのでありますが、政府の考えとしては、この漁業協同組合及び森林協同組合に対しては同様の措置法を今後提出する意図があるかどうか、こういう点をはっきりしていただきたかと思ふのでありますが、政務次官としての御所信を承わつておきたいと思ふます。

○政府委員(大石武一君) お答えいたします。千田委員のお考えはごもっともでございます。私どもも当然農業協同組合と同じように、漁協や森林組合に対しても同じような指導援助の方法を講じなくてはならぬと考えております。できるだけ早い機会に同じようなこれらの措置を講ずべく目下準備いたしておりますので、そういうふうな御了承願ひたいと思ふます。

○理事(戸叶武君) 他に御質疑もないようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○三浦辰雄君 私はただいま議題になつておるこの農業協同組合の整備特別措置法に対して賛成をいたします。

なおこの機会に私は昨日でありましたか、前回東委員、また私から今まで同様に扱われていた森林組合あるいは漁業組合に対して、今回の法律からは別にしておる、漏れておつて一緒に取り扱つていないという点、これに對しての政府側の意見をお聞きいたしました。そうしたところが、安田局長はそ

の点もつともなである、森林組合なりあるいは漁業協同組合については、さらに状況の把握というものも現段階では必ずしも十分でなかつたし、さらにそのおのおの組合に特有な事情をも取り上げた一つの対策というものも必要であらうという考え方から、これを今回は除いたけれども、できるだけ早く、できれば来年には自分たちはこの法律を改正してそれを取り入れたいという御回答があり、またただいま千田委員から同様の質問に対して、大石政務次官は同様にこの点を確約されておるのであります。私どももいたしましては、ぜひそういうことに早くなるように、さらにいへばこの農協自体に對しても、これを實行していったその経過にかんがみて、さらにこれを補足していくべきものがあればつけ加えるといつたような態度が望ましい。農協につきましても言へば、世間の一部の人は今日の農産物の事情、世界の農業事情等から見、あるいは国内における中小企業等からの状況から見、どうも農業関係については非常にこれを遇するに厚いというけれども、私どもはそうは思わない。今日の農業の経営の状況からいって、何としてもこの農協というものを強く育てていくという一方においては、彼ら自身の自主的な自覚というものをさらに深める必要があると同時に、また政府としても、この農協というものを強く育てていく必要が絶對にあるのだというような考え方を持つてゐるのであります。従つて私はこの際付帯決議をつけることを御提案したいのであります。その案文を読みますと、これは案でありますが、

の点もつともなである、森林組合なりあるいは漁業協同組合については、さらに状況の把握というものも現段階では必ずしも十分でなかつたし、さらにそのおのおの組合に特有な事情をも取り上げた一つの対策というものも必要であらうという考え方から、これを今回は除いたけれども、できるだけ早く、できれば来年には自分たちはこの法律を改正してそれを取り入れたいという御回答があり、またただいま千田委員から同様の質問に対して、大石政務次官は同様にこの点を確約されておるのであります。私どももいたしましては、ぜひそういうことに早くなるように、さらにいへばこの農協自体に對しても、これを實行していったその経過にかんがみて、さらにこれを補足していくべきものがあればつけ加えるといつたような態度が望ましい。農協につきましても言へば、世間の一部の人は今日の農産物の事情、世界の農業事情等から見、あるいは国内における中小企業等からの状況から見、どうも農業関係については非常にこれを遇するに厚いというけれども、私どもはそうは思わない。今日の農業の経営の状況からいって、何としてもこの農協というものを強く育てていくという一方においては、彼ら自身の自主的な自覚というものをさらに深める必要があると同時に、また政府としても、この農協というものを強く育てていく必要が絶對にあるのだというような考え方を持つてゐるのであります。従つて私はこの際付帯決議をつけることを御提案したいのであります。その案文を読みますと、これは案でありますが、

以上。右決議する。

○理事(戸叶武君) 他に御意見もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。

農業協同組合整備特別措置法案付帯決議案

一、森林組合及び漁業協同組合の現況にかんがみ、政府は、従来の取扱ひにならない、独り農業協同組合のみならず、経営不振の森林組合及び漁業協同組合に對しても、速かに、本法案に準ずる法制的且つ予算的措置を講ずべきである。

二、農業協同組合の再建整備に關し、本法案によるような措置と併せて、農業協同組合に對する農民の認識を高め、農業協同組合精神の作興を期し、組合役員陣容の刷新を図り、以つて農業協同組合の自主的再建の果を遂げるよう、政府においても遺憾なく措置すべきである。

以上。右決議する。

○理事(戸叶武君) 他に御意見もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。

三浦君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(戸叶武君) 全会一致と認めます。よつて三浦君提出の付帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたしました。

午後一時三十四分開会

○理事(三浦辰雄君) ただいまから委員会を再開いたします。

引續いて中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案について御質疑の向きは續いて御質疑を願ひます。

なお、ただいま政府委員としては、農林経済局長安田善一郎君、また公正取引委員会からは経済部長の坂根哲夫君が見えておられます。なお、説明員として三宅企業市場課長がお見えです。御質疑を願ひます。

○青山正一君 本日はおそろく質問は最終段階に入つたのではなからうかと、こゝろからいへば考えておりますが、独禁法に關連する問題と、それから類似市場の問題、それから法律改正後政令等にきめるような問題、そういった三つの角度からお聞きしたいと思ひます。で、本日は公取の経済部長もおいで願つておる關係上、独禁法に關連する問題から始めたいと思ひます。

第一点は、今回の改正法案の第十五条の二の第一項に、卸売業者が行う「卸売ノ業務ニ係ル取引条件ニ關スル協定」、こゝろの問題に關しては独禁法排除の規定が設けられておるのであります。先づこれは前々国会から当委員会のある志によつて法律の改正が提案せられ、現在今なお継続審査になつておるわけでありましたが、つまり卸売業者の合併または営業の譲渡に關しては今回の改正法律案において何ら規定を設けられていないが、その理由をお聞かせ願ひたい、これが第一点の問題です。

それから第二点の問題は、またこの問題に關しまして、公取と農林省との間に何か覚書がかわされたさうですが、その内容のほどをお示し願いたい、これが第二点の問題です。

それから第三点の問題は、またたとえ今日の段階において農林省と公取委員会との間に話し合いがついていないとしても、今後に備えて今回の改正に當つてこの種の規定を設けておく必要はないかどうか。以上三点についてまず経済局長からお伺いし、あるいは補足する部分をつつ公取の経済部長からお願ひしたい、こういうふうりに考えます。

○政府委員(安田善一郎君) 青山先生から中央卸売市場法の改正案を提案をいたしました内容につきまして、私的独占の禁止及び取引の公正に關する法律の關係をお聞きになりましたわけでありまして、そのうちの第一点であります卸売人の合併または營業譲渡に關して營業法の適用を除外いたしました規定を今回は提案をしないかつた、しかるに過半を出ております議員提出の法案にはこれが入つていますが、その關係及び今回の規定を設けなかつた理由いかんということであると思ひますが、改正案の十五條の二といたしまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定を適用しない部分を設けましたのは、やはり中央卸売市場というものは、卸売人と仲買人、またはその他の売買参加人とが業務規程に従ひまして、その根拠は法律に基いておるわけでありまして、が、法律に基き、施行規則に基き、業務規程に基いて明瞭なるせり売りによる売買をするということを原則とした

しておることに照應しまして、目下最近の状況あるいは近き将来の状況におきまして、取引条件に關する協定について除くのがまず最小限度であらう、しかしやはり価格でありますとか、品質でありますとか、數量に關するものは、取引条件でありまして、中央卸売市場という取引の場合におきましてその機能から見まして、それ以外の取引条件についていわゆる獨禁法を排除するのが適當であらう内容を申しますれば、前渡金とか、奨励金とか、その他の荷引競争を、市場があるのに産地と卸売人との間に無用の競争を不当にさまして、むしろ生産者のためにならず、卸売人は正常な業務を営めないう場合についてまず規定をするのが穩當であらう、しかしこの場合でも不公平な取引方法を用いてはその適用も排除することをしないというふうに提案を申し上げたのであります、それが、それ以外の卸売人の合併または營業譲渡に關して獨禁法適用除外をいたしましたことは、議員立法案が出ておりましたことも十分敬意を払い、尊重しまして、その必要があるかどうか、また、した場合にその後の影響はどうであるか、また現在近き将来に向いまして、卸売人についてのこの種の規定を取扱う場合の基本方針はどうしたらいかなということについて研究をますうとしたのであります。そのため

に予算もいたさしまして、正規に農林省に聞きまして中央卸売市場対策協議会においてもその議をかりまして、開設者のお方から、卸、小売、仲買、學識経験者のお方から意見を聞いたわけでありまして、御答申は、本件に關しましては、獨禁法適用除外にも触れて

おりますが、卸売人につきましては適限少数がこの際は適當であらう。それに付記しまして、單一市場、卸売人である單一論の中にはあつた。しかし複數でなければならぬという意見も、あるいはより有力と申しますか、必ずしも半々とも思ひませんでしたが、あつたことが付記されて、答申の結果は適限少数ということでありました。あわせて、これを尊重いたしまして、農林事務當局において研究をいたしました、大臣の意向も、また事務當局の意見を参考にいたしましたして研究をして、その結果を法制局あるいは公正取引委員会と慎重にかなり長時間をかけて研究したのでございまして、やはり各方面を通じて、農林省事務當局の意見から始まりましてけれども、お關係の向きの全部の意見が單一論になるような、卸売人の合併または營業譲渡に關しては、行政官庁の認可を受けなければ獨禁法をそのまま排除する、そういう規定は少くとも目下のところ及び近く見えてきます将来には適當ではないという考えを持ったのであります。と申しますのは、法律の規定で一括して全部適用除外をする規定するものは適當でないという意見でございます。

は、まず第一に現在卸売人が市場ごとに多過ぎるという一般の傾向がございまして、この場合でもそれぞれの卸売人について、自分自身で經營の合理化をはかつていただく面も必要かと思ひわけです。いろいろ努力をした結果合併をしたり營業譲渡をしたりする段階になりましたら、それもまた必要かと思ひるのであります。

正取引委員会とも御相談を申し上げまして、その取扱ひについて両者よく事務の円滑をはかり、中央卸売市場の本質を考え、また卸売人の重要性のこととか、取引における特殊性のこととか、こゝういふことを考え合せまして申し合せをいたしました。官庁同士の申し合せでありますから、そのまま公開する段階のものかどうか疑問であります、が、私どもは国会の御審議の便宜上及び關係業界のお方、開設者のお方にもやはり知つていただく要もあると思ひますので、それは申し上げる方が適當と思ひわけでありまして、その覚書は簡單でありますから、全部朗讀をいたしますと、農林省及び公正取引委員会は、中央卸売市場の卸売人間の合併及び營業譲渡に關する私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の運用につきましては、左記のごとく了解をします。農林次官と公正取引委員会事務局長名においてのものでござい

ます。その一は、農林省は現在中央卸売市場の中には、卸売人の整備統合を要するものがあると認められるので、事前

に卸売人の合併または營業の譲渡の譲り受けの事業につき十分検討を行なつた上、公正取引委員会に対する連絡を密にする。

第二は、公正取引委員会は、卸売人の現状及びその業務の特殊性を十分に認識し、卸売人間の合併または營業の譲渡の事業に關する農林省の見解を十分に尊重する。この農林省の見解を尊重していただく見解とは、先ほど申しましたように、數がうんと少くなつて、ほかの手を尽してもそれ以外には方法がない、これが一番いい方法だといふ場

合にいたしまして、また單一でない場合は營業譲渡ということに關しまして

その二は、農林省は現在中央卸売市場の中には、卸売人の整備統合を要するものがあると認められるので、事前

に卸売人の合併または營業の譲渡の譲り受けの事業につき十分検討を行なつた上、公正取引委員会に対する連絡を密にする。

合に、少数、あるいは単数になる場合も、取引が公正に行われるようなおそれがない場合については、尊重していただくと思つておるわけでございます。

第三点の、現在は必要がなくても、今後は必要ではないかということにつきましては、御売人の許可制の運用を十分にいたしますと同時に、市場対策協議会でも御答申がありましたように、まず同業の御売人の方々の間に、自主的な整備を促進する気持を持っていただきまして、これ自身を基礎とされまして、そして市場取引と出荷販売に最も適した方法でやっていたいただきたい。その際に、法的にも必要があれば中央御売市場法という法律もありませんが、あわせて独禁法という法律もありますので、その間の運用を中央御売市場の取引についての基本方針を尊重して、独禁法の運用をしていただく、こういうふうにしたわけでございます。でも、当分の間は、少くとも将来にわたっても、この規定がない方がかえつていいのじゃないか、こう思つておるわけでありませう。

○政府委員(坂根哲夫君) ただいま青山先生からの御質問の三点につきまして、安田経済局長から詳細に御説明がございまして、第一点の政府機関の中に会社合併及び営業譲り受けに関する事項について、独禁法の適用除外の規定を入れたかったという点につきましては、ただいまの経済局長の詳しい説明で御納得がいくかと存するのであります。第二の問題となります農林省との覚書のような精神をもって、中央御売市場の御売会社の合併問題については善

処していくというつもりでございます。から、この際この法律の中に適用除外規定を設けることは必要ではないのではないかと、農林省と法制局と相談をいたしたわけでありませう。

それから第二点の覚書の問題につきましては、農林省が単数あるいは複数についての御議論も今ございまして、適正規模の、適正数の経営というよりな建前で、十分御売人の整備統合について、将来いろいろ検討をされまして、各ケースごとにいろいろ対策をお立てになりますれば、それについて、私どもとしては十分農林省と御連絡を申し上げて、その農林省の指導の趣旨に沿つて独禁法の運用をやつていきたい、こう考えております。

第三点は、経済局長のおっしゃった点に尽きると思ひます。

○青山正一君 それではちょっとこれは別の問題ですが、お伺いしたいと思ひますが、これは昨年ですか一昨年、経済局長の依命通牒によつて全国の各市場あたりに、いかに単一にせいと云わんばかりの通牒を出しておるわけなんです。その概念がただいまの経済局長のお話と根本的に相いれないところがあるのじゃないか。で私はそういうところを追及するのじゃないのです。が、前の経済局長がこういう見解のもとに依命通牒を出しておったところが、今度は変わった、これは大臣でも経済局長でもけつこうなんです。その人たちの気持はこういふふうにして解釈する、こういうふうなことで進んでいくとすれば、この中央市場法の説明に全責任を持つて安田局長が当られておつた。ところがこれは前の局長がこういふふうにして考えておるのだ、つ

まり前の大臣がこういふふうな考えのもとに進んでおるのだ、だからこの考え方はこういふふうにも考えられるのじゃないかというふうなことで、この中央市場法が根本的に将来また考え方が、こういふ考え方もあるのだというふうなところへいきやせんかを心配しておるわけなんです。その点について局長から明快な御答申を願ひたいと存じます。

○政府委員(安田善一郎君) 農林省もできるだけ統一した方針のもとに、中央御売市場の重要性とその運営の万全を期すること、その基礎になります法律の解釈、単に市場法の解釈のみならず、関係法規の解釈を統一するように努力はいたしておりますが、二十八年十一月十六日に中央御売市場開設者ありて、農林経済局長と水産庁長官の発した御売人の整備統合についての方針は、私は全くこのたゞいま申し上げました、また法律の制定及び運営についての私が申し上げましたのと趣旨が違つておると思つておらないのであります。が、そういうふうな精神で乱雑になり過ぎておつたり、弱体過ぎるような御売人の整備統合についての措置を進められるように開設者にお願ひをするという、そういう通達だと思ひます。もし誤解がありますれば、またあるという声もあるかと思ひますが、本法律案の審議を通じて、いろいろ御批判をいただきました。その結果改正法律案の審議過程において明らかにになりましたものをもちまして、これは局長、長官限りにおいて処理するやうな件ではないと思ひますが、少くとも大臣の命に従つて、命によりまして明確な依命通牒を出して、誤解がないように、

誤解があるところは訂正をしまして、出し直すのが適當ではないかと思つております。

○青山正一君 この問題を追及するわけじゃないのですが、たしかあのときには、農林省の係官が大阪へ行つて、かくかくなるべしというやうな指導のことをこれは指導なすつたということ、これは事実の現われであります。論より証拠、公社案なるものもこれは検討されておるといふ事実があるわけなんです。研究になるのはこれは御勝手ですが、しかしそういうやうな指導のもとに大阪の間違ひが起きたのだ。そこでこういふやうな中央市場の問題も、これは何とか解決しなきゃならぬというやうな根拠がそこにあつたわけなんです。が、将来たとへばこの法案について、局長がいろいろ御説明なすつておられる事柄は、今度は局長がかわつて、あるいは大臣がかわるといふことでこの解釈の仕方が変わるやう、特にこれは希望しておきたいと思ひます。

○森八三三君 今の青山委員の質問に關連してお尋ねいたしますが、それは昨年七月でありましたが、当委員会の有志委員で中央御売市場法の一部改正が提案されました。継続審査になつておる。その趣旨とするところは、農林大臣の認可を受けてなす合併または営業の譲渡については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定はこれを適用しない。農林大臣は前項の認可をなすむとするときは、公正取引委員会に協議をしてやれ、こういう趣旨のものであつたのであります。今安田局長並びに公正取引委員会の方

から御説明を承りますと、農林省と公正取引委員会の事務当局の間にこの趣旨を達成し得るやうな意味における申し合せといひますか、文書の交換があるのだ、あえて法律にそういうやうな規定をいたしませんでも、農林大臣が必要を認めて行つたやうな合併または譲渡については、きわめて円滑に遂行されるはずである、こういうやうな御答申であつたと思ひます。そこでそういうやうな取りきめができて、そういうやうに今後とも取り進められるといたしますならば、そのことをむしろ明確に規定すべきではないか、両省の事務当局の間に文書の交換があるといふことは、これは公開されたものではございません。安田局長もそういうやうな趣旨でむしろ公開をするという趣旨で、前段取りきめの三項目についてここにあらさるに御報告を願つたのであります。これは公けな委員会です。御説明がありましたので、これは公開されるということに理解はできますが、しかしそういうやうな速記録とか委員会における説明応答の経過といふものは、いつのときにも一般大衆によく知られておるといふ存在ではないといふことになりませう。で、趣旨が同様であれば、規定をするといふことの方がむしろ親切なやり方であつて、当然の措置であるといふやうに思ふのであります。規定するやうによつて何か弊害が起きるのかどうか。弊害がなかりければ、これはやはり一般国民に向つて政府の意図しておることを明確ならしめるといふこと、私は親切なやり方の方に思ひますが、私はいさゝかお尋ねになります。その点をお伺ひいたします。

○政府委員(安田善一郎君) 私が申し上げました点に就いては、お答えを申し上げますが、第一点は、国会の審議は公けに論議を尽くして審議いただくのがいいと思つて読み上げましたので、しかしこれを周知徹底する要も、また精神としてはあるべきであります。しかし公けに周知徹底せしむるように出しますときには、官庁間の覚書にならば簡明でいいのでありますが、これを万人にその精神をも意味をも含めて理解していただく方が適当でありますので、ただいまの覚書を公けにいたしますとしますれば、これに先ほど申し上げましたような趣旨も加えて、他の自主的な手段、その他指導的に逸脱せざる指導的な手段を講じて、個々の卸売人の合理化その他はかつて、その上でなおできないときは市場のやり方を公取法、独禁法の精神に照れなように確実にして初めて成り立つというところが、農林省の見解を公取委員会も尊重して、その場合には極端な例を申し上げますと、一市場一卸売人にもなり得る場合がある。現に自然発生的に一人の卸売人で運営されておる二つの市場もございまして、その間を懇切に、また意味がよくわかるようにしながら出すべきものと思つておるわけでございます。同様の意味におきまして、法律案に議員有志のお方々から提案されましたような規定と同じ趣旨ならば、法文に書いて明確にした方がいいじゃないかという意見につきましましては、法文に簡単にそれを書きますという、心配のある場合でも、言いかえますと、一時は卸売人にいい効果を与え、卸売人がまた適正に行われて、特に公取法に照る方法によられて、

開設者の監督もよろしい、こういうような場合などにおいては、たしかに話の通りでございしますが、しばらくたちまして、独占のゆえをもつてあるいは買いたたくとか、生産者、出荷者に對して買いたたきますとか、不作為のときに買手の方であります仲買とか売買参加の方に不当に強い態度で臨みますとか、たまたまもつて、中央卸売市場の開設者の市場監督、取締り等が財政的な事情、あるいは人的な事情等から適正に運用さるべきものでありましようが、ある日の取引はそこまでゆかなかつた、こういうような場合には弊害を生じますので、また市場の正規の従来の、あるいは現行の業務規程等にはせり売りを原則としたして取りますが、そうでない評価入れ、相対取引等も認めておるわけでございます。正規の取引方法として認めておるわけでございます。その場合には一対何百というような取引では、自然経済金融というような立場からしまして、数からしまして、作柄が固定しておらぬものを扱う、生産に浮動性が多い生鮮食品、特に一日取引がおくれましても鮮度が非常に落ちるといふような場合には、やはり数個のものが要する場合は多い、いつでもできるという規定するのは規定のし過ぎであるという感じを持つておるわけでありまして、特に卸売人は委託販売の場合、委託を断つてはいけないうる条件がございしますが、多少時間的なズレなどによりまして、断わらないが断わる結果と同じことをやりますという、卸売人に前後します両方の取引側、ひいては消費者、生産者の公益に非常反することがあると思ひますので、ここはやはり

そういう場合でなしに、またやむを得ずその市場はある地域には一個の市場である、資格条件その他で卸売人、仲買人その他が数に限定があつて、それを改善するときはどうしてもこれで行なへばならぬという場合だけを措置するのが適当であると思つておるわけでございます。

○政府委員(坂根哲夫君) ただいまの問題は、実態的には安田経済局長のお話になつたことに私も同調するのであります。ただ私どもの方の建前から法律的にみますと、本件についてではございせんが、やや抽象的になりますが、会社の合併とか営業の譲り受けといふものを独禁法の適用除外にいたしますと、これは一般的な問題でございまして、たとえばその産業の分野において、適用除外いたしますから自由合併いたします。そうするとそれが非常に独占的な形態になつたときに、あとにこの会社を分割させるとかいうようなことでもしなければならぬ。その一般大衆の公益が阻害されるというふうなおそれがございますので、カルテル行為については嚴重に条件を付して適用除外をやる、これは行為をとめればいわけでありまして、こういう制度などについては、やはり法律的に一般的になるべく適用除外を避けたといふ、こゝろもございまして、

○森八三三君 公取の御説明は私も別に異議はございせんが、そこでわれわれ有志議員がかつて提案いたしました内容は、御承知を願つておるうちに、主管大臣が認可をするという条件が付けられておる、合併または譲渡は関係者の合意によつて自由であるといふ規定ではない、あくまでも認可という

○政府委員(安田善一郎君) 私が申し上げました点に就いては、お答えを申し上げますが、第一点は、国会の審議は公けに論議を尽くして審議いただくのがいいと思つて読み上げましたので、しかしこれを周知徹底する要も、また精神としてはあるべきであります。しかし公けに周知徹底せしむるように出しますときには、官庁間の覚書にならば簡明でいいのでありますが、これを万人にその精神をも意味をも含めて理解していただく方が適当でありますので、ただいまの覚書を公けにいたしますとしますれば、これに先ほど申し上げましたような趣旨も加えて、他の自主的な手段、その他指導的に逸脱せざる指導的な手段を講じて、個々の卸売人の合理化その他はかつて、その上でなおできないときは市場のやり方を公取法、独禁法の精神に照れなように確実にして初めて成り立つというところが、農林省の見解を公取委員会も尊重して、その場合には極端な例を申し上げますと、一市場一卸売人にもなり得る場合がある。現に自然発生的に一人の卸売人で運営されておる二つの市場もございまして、その間を懇切に、また意味がよくわかるようにしながら出すべきものと思つておるわけでございます。同様の意味におきまして、法律案に議員有志のお方々から提案されましたような規定と同じ趣旨ならば、法文に書いて明確にした方がいいじゃないかという意見につきましましては、法文に簡単にそれを書きますという、心配のある場合でも、言いかえますと、一時は卸売人にいい効果を与え、卸売人がまた適正に行われて、特に公取法に照る方法によられて、

開設者の監督もよろしい、こういうような場合などにおいては、たしかに話の通りでございしますが、しばらくたちまして、独占のゆえをもつてあるいは買いたたくとか、生産者、出荷者に對して買いたたきますとか、不作為のときに買手の方であります仲買とか売買参加の方に不当に強い態度で臨みますとか、たまたまもつて、中央卸売市場の開設者の市場監督、取締り等が財政的な事情、あるいは人的な事情等から適正に運用さるべきものでありましようが、ある日の取引はそこまでゆかなかつた、こういうような場合には弊害を生じますので、また市場の正規の従来の、あるいは現行の業務規程等にはせり売りを原則としたして取りますが、そうでない評価入れ、相対取引等も認めておるわけでございます。正規の取引方法として認めておるわけでございます。その場合には一対何百というような取引では、自然経済金融というような立場からしまして、数からしまして、作柄が固定しておらぬものを扱う、生産に浮動性が多い生鮮食品、特に一日取引がおくれましても鮮度が非常に落ちるといふような場合には、やはり数個のものが要する場合は多い、いつでもできるという規定するのは規定のし過ぎであるという感じを持つておるわけでありまして、特に卸売人は委託販売の場合、委託を断つてはいけないうる条件がございしますが、多少時間的なズレなどによりまして、断わらないが断わる結果と同じことをやりますという、卸売人に前後します両方の取引側、ひいては消費者、生産者の公益に非常反することがあると思ひますので、ここはやはり

○政府委員(坂根哲夫君) ただいまの問題は、実態的には安田経済局長のお話になつたことに私も同調するのであります。ただ私どもの方の建前から法律的にみますと、本件についてではございせんが、やや抽象的になりますが、会社の合併とか営業の譲り受けといふものを独禁法の適用除外にいたしますと、これは一般的な問題でございまして、たとえばその産業の分野において、適用除外いたしますから自由合併いたします。そうするとそれが非常に独占的な形態になつたときに、あとにこの会社を分割させるとかいうようなことでもしなければならぬ。その一般大衆の公益が阻害されるというふうなおそれがございますので、カルテル行為については嚴重に条件を付して適用除外をやる、これは行為をとめればいわけでありまして、こういう制度などについては、やはり法律的に一般的になるべく適用除外を避けたといふ、こゝろもございまして、

○森八三三君 公取の御説明は私も別に異議はございせんが、そこでわれわれ有志議員がかつて提案いたしました内容は、御承知を願つておるうちに、主管大臣が認可をするという条件が付けられておる、合併または譲渡は関係者の合意によつて自由であるといふ規定ではない、あくまでも認可という

○政府委員(安田善一郎君) お許しを得まして、私からまず先に御説明させていただきます。七月の国会でしたか、河野農林大臣が大阪の市場について予算委員会その他において発言しました場合でも、またその後外遊中私が官房長としてこの問題の大臣との連絡をいたしておりました場合でも、大阪市場で八十五対十五という比率で二つの会社に統合の結果になるといふ場合には、かなり疑問をもつておつたのが大臣の態度でございます。あわせて、議員立法をもよく尊重しつつよく検討して、内閣提案ではないかにかつていふことも研究したのでありますが、法律の規定は相当詳細に書きましても、かなりむずかしいもの

○政府委員(安田善一郎君) 私が申し上げました点に就いては、お答えを申し上げますが、第一点は、国会の審議は公けに論議を尽くして審議いただくのがいいと思つて読み上げましたので、しかしこれを周知徹底する要も、また精神としてはあるべきであります。しかし公けに周知徹底せしむるように出しますときには、官庁間の覚書にならば簡明でいいのでありますが、これを万人にその精神をも意味をも含めて理解していただく方が適当でありますので、ただいまの覚書を公けにいたしますとしますれば、これに先ほど申し上げましたような趣旨も加えて、他の自主的な手段、その他指導的に逸脱せざる指導的な手段を講じて、個々の卸売人の合理化その他はかつて、その上でなおできないときは市場のやり方を公取法、独禁法の精神に照れなように確実にして初めて成り立つというところが、農林省の見解を公取委員会も尊重して、その場合には極端な例を申し上げますと、一市場一卸売人にもなり得る場合がある。現に自然発生的に一人の卸売人で運営されておる二つの市場もございまして、その間を懇切に、また意味がよくわかるようにしながら出すべきものと思つておるわけでございます。同様の意味におきまして、法律案に議員有志のお方々から提案されましたような規定と同じ趣旨ならば、法文に書いて明確にした方がいいじゃないかという意見につきましましては、法文に簡単にそれを書きますという、心配のある場合でも、言いかえますと、一時は卸売人にいい効果を与え、卸売人がまた適正に行われて、特に公取法に照る方法によられて、

開設者の監督もよろしい、こういうような場合などにおいては、たしかに話の通りでございしますが、しばらくたちまして、独占のゆえをもつてあるいは買いたたくとか、生産者、出荷者に對して買いたたきますとか、不作為のときに買手の方であります仲買とか売買参加の方に不当に強い態度で臨みますとか、たまたまもつて、中央卸売市場の開設者の市場監督、取締り等が財政的な事情、あるいは人的な事情等から適正に運用さるべきものでありましようが、ある日の取引はそこまでゆかなかつた、こういうような場合には弊害を生じますので、また市場の正規の従来の、あるいは現行の業務規程等にはせり売りを原則としたして取りますが、そうでない評価入れ、相対取引等も認めておるわけでございます。正規の取引方法として認めておるわけでございます。その場合には一対何百というような取引では、自然経済金融というような立場からしまして、数からしまして、作柄が固定しておらぬものを扱う、生産に浮動性が多い生鮮食品、特に一日取引がおくれましても鮮度が非常に落ちるといふような場合には、やはり数個のものが要する場合は多い、いつでもできるという規定するのは規定のし過ぎであるという感じを持つておるわけでありまして、特に卸売人は委託販売の場合、委託を断つてはいけないうる条件がございしますが、多少時間的なズレなどによりまして、断わらないが断わる結果と同じことをやりますという、卸売人に前後します両方の取引側、ひいては消費者、生産者の公益に非常反することがあると思ひますので、ここはやはり

○政府委員(坂根哲夫君) ただいまの問題は、実態的には安田経済局長のお話になつたことに私も同調するのであります。ただ私どもの方の建前から法律的にみますと、本件についてではございせんが、やや抽象的になりますが、会社の合併とか営業の譲り受けといふものを独禁法の適用除外にいたしますと、これは一般的な問題でございまして、たとえばその産業の分野において、適用除外いたしますから自由合併いたします。そうするとそれが非常に独占的な形態になつたときに、あとにこの会社を分割させるとかいうようなことでもしなければならぬ。その一般大衆の公益が阻害されるというふうなおそれがございますので、カルテル行為については嚴重に条件を付して適用除外をやる、これは行為をとめればいわけでありまして、こういう制度などについては、やはり法律的に一般的になるべく適用除外を避けたといふ、こゝろもございまして、

○森八三三君 公取の御説明は私も別に異議はございせんが、そこでわれわれ有志議員がかつて提案いたしました内容は、御承知を願つておるうちに、主管大臣が認可をするという条件が付けられておる、合併または譲渡は関係者の合意によつて自由であるといふ規定ではない、あくまでも認可という

○政府委員(安田善一郎君) お許しを得まして、私からまず先に御説明させていただきます。七月の国会でしたか、河野農林大臣が大阪の市場について予算委員会その他において発言しました場合でも、またその後外遊中私が官房長としてこの問題の大臣との連絡をいたしておりました場合でも、大阪市場で八十五対十五という比率で二つの会社に統合の結果になるといふ場合には、かなり疑問をもつておつたのが大臣の態度でございます。あわせて、議員立法をもよく尊重しつつよく検討して、内閣提案ではないかにかつていふことも研究したのでありますが、法律の規定は相当詳細に書きましても、かなりむずかしいもの

でありまして、いろいろな案を農林省は考えました。青山先生のおっしゃったように、必ずしも一案ではありませんでしたが、議員立法を尊重する意味では、そのままの案を具して、かつ意

は、すでに非常に機が進んでおつて略害を生ずる場合があるので、慎重にするような場合は特にいきなり法定しないう方がよいのじゃないか、こういう意味を考えたわけでございます。

○政府委員（坂根哲夫君） 私どもの方

ものは、これは明確に法律に示して、その法律の意図する精神はかくかくのものとあるということとを説明すべきである。説明が法律で出て、本旨が申し合せになつておるといふことは、これはは法律としては行き方が逆だ。そのことと

しようとする場合に、具体的に過去に発生しておつた大阪の事例というのを私は論議しようと思つておりません。精神は全く安田局長の精神とちつとも變つておりません。變つておりませんが、そのことを今繰り込んで法律を直

になると、いろいろ過程の問題とか、そういうような問題があるために、公取の方では、あるいは安田局長の方では、非常に話がしにくい場合もあらうと思いますが、一つ速記をとめて懇談会というような形で一つ論じていた

「言議曰」に於てこの事象としてい
ます。また、かりに規定をいたしまし
ても、およそ法律の規定というもの
は、いろいろな角度から読める場合が
あります。が、運用においてやり得る
場合を確保しておくにとどめる場合

というが、まして「タカトキ」のようにしたように、中央卸売市場が多数競争するという方は好ましくない、適正相模のものが適正数存してやっていくということならばいいじゃないか、こういう建前をとっております。先ほどの

に御理角がいたる。に思ふのでありますが、法律的に考えました場合にこれはどういふふうにお取扱ひになりますか。法律の精神というものは、これはどこまでも当然説明すべきである、こう思うのですが、精神を法律の

うものがはつきり法律に出ておる。そうしてその精神を實踐する場合の過ちなからしめる説明というのは別に持たるべきである。法律上の規定としては、これは議論になるかもしれない

たぐいしに弊に不顧しをいたします

○理事(三浦辰雄君) 今青山委員から、この問題は重要な問題だから、議論としては一応やっただけれども、一時速記をとめて懇談に於て、この問題をもう少し掘り下げよう、これはご

法務省の文庫に書く場合とを、当時引き続いて研究をいたしました。市場対策協議会のみならず、その他におきましても、単一を将来可能ならしむべしという意見と、単一では現在及び将来絶対いけないという意見と二つあ

問題の法有で明定してやっています。どうかという問題でござりますが、それは今経済局長が述べられましたように、むしろ単一化といいますが、そうい方を促進する可能性があるという点で、やはりこの際、これは賛

というの、これはどうも法律というものの本旨からいって私は逆になるように思うのでございますが、公正取引委員会はそうお考えになりますか。

か、明解に政府の意図するとことを表明すべきである。その精神に逸脱するような行為になつてはいけないという説明をこれは別途の方法ですべきである。そうしないとどうも法律としてはおかしい存在になる。公正取引委員会

か。——それでは今森君のに答弁する
 そうですから……。

○政府委員(安田善一郎君) 幸い懇談
 会を開いて下さいましたから……。

○理事(三浦展雄君) いや、まだ入っ

るのではありません。かりにこれを行政官庁の認可にからしめましても、この規定を明らかにきめますというのと、むしろ私が今いろいろと申し上げて例を引いて申し上げたこととか、他日国会審議が完了すれば公けにする手

か、こう折衝の過程では農林省とも一応お話をしたこともございます。

○森八三二君　まあ水掛け論のような議論になりまして、時間をとることは

問題はちよつと具体的に申し上げますと、私経緯ははつきりは存じませんが、参議院の先生方で特別に法律をお作りになるという動機は、大阪の市場の合併の問題に端を発しておるのでは

は大陽の事柄を心配なさつておるのてすが、主務大臣は公正取引委員会に協議するという字句がわれわれの提案にも入っておりますので、そこで十分チェックされてくるということに私はなと思います。そういう点で十分公

てない。

○政府委員（安田善一郎君）　そうではない前だそうですが、まあ懇談会で申し上げた方がいいというような気持を率直に申し上げますが、御充人という――まあその前に法律の規定を作る

船もとるべきであると思つておられますが、その際に間違ひのないように、官庁間の覚書よりは詳しい精神的な、あるいは基本方針についての内容も書いて、初めて外に公けにすべきものだとして申し上げたことで、おそらく御理解

冠絶てありますから、私に面官片間の申し合せというものが、何らかの形において公開せられるというようなことでございますれば、むしろそういうことは事務的な申し合せという形をとるべきではない、これこそは法律に明定す

さいですが、あの場合は私どもとしてはいろいろ検討いたしました結果、認めがたいようなケースであった。しかし先ほど来から申し上げますように、法律の特に適用除外ということをしな

は表明を願う機会は保留してある。それから主管大臣も当事者間が話し合いをすればすつといくという姿ではなくて、認可というワクをはめておるということなんですから、申し合せの趣

てはめて考えなければ、現在の事態では
ときは、何としても世の中の事態に
どうだということと、将来どうだろうと
いう両方考えなければなりません、
将来のことは必ずしも明確に捕捉し
たいので、現状から将来を推して規定

法定いたしましたというところ、単一性を促進する効果があつて、自主的な努力の合理化とか、穩当な範圍の合理化とか、公益を守るべく独占を排除するといふ精神がかえつて薄れて、何でも単

へきものである。しかし法律に明定するために、安田局長もおっしゃるよう
に、かえって政府の意図したり、われ
われ有志の議員が考えております方
向とは逆に独占の形態を誘致するとい
う懸念があるということでありませう

いても十分独立自治の存在の会社合併、営業譲り受けの規定においてまかなえるのだという私ども気持は持っておりますから、そういうつもりで農林省と話し合いをしたわけでございます。

旨 本旨を法律に示すことが私は政府としては国民に対する親切な態度である。そうでなければ法律というものはおかしい、こう思うのですが、その点公正取引委員会はどうお考えになりますか。

す。明確になった場合には将来そのとき改正の御審議を願い、改正法を作るべきだという考えに立っておりますが、ただいま中央卸売市場の卸売人を見ますというと、多くは株式会社、

一化運動というのが先へ進んで、進むことによつて事態が、あとで適正な方法はこの方法だろうというときに

ば、そのことをこれこそ指導方針として明確に国民に知らしむべきである、本末が逆になつておる。根本態度という

○森八三―君　今の大阪のことが出てくると、これは非常に議論がややこしくなるのですが、今ここに法律を改正

○西山正一君　ちよつと談事進行について。この問題は非常に重要な問題で、速記をつけて話をするということ

そうでなくとも私的營業者でありま
す。單一論が可能になるような法制も
認めようと、それも行政官庁の認可を

だいて、あとからお答え願いたいと思います。

第一点は、この中央卸売市場の制度があるにかかわらず、指定区域内に類似市場が発生いたしまして、こういった類似市場が存続しておる原因とか理由について御所見を承わりたいと思います。

それから第二点は、類似市場の功罪、あるいは必要とするかしないか、あるいはこれを抑圧する方針か、あるいはそれらのものを調整しようとするのか、御当局の御方針を承わりたいと思います。

それから第三点は、先般の当委員会における法第六条の解釈及び類似市場と法第六条との関係に關する安田局長の答弁は非常に問題があつて、必ずしも納得しがたいところが多いわけであります。で、一応それはそれとして、安田局長としては指定区域内にすでに類似市場があつて、これが中央市場の業務に支障があれば、そのときはそこに新たに中央卸売市場なりあるいはその分場を作ることとし、法六条を適用して既設の類似市場を閉鎖されればそれでいいんだというふうに答弁されました。これも問題があるが、それも一応それといたしまして、しかしそれとではですな、法第七条で損失を補償しなければならぬ。ところが類似市場は屈出だけで差しつかえないわけでありますから、あるものは閉鎖されても、またその区域内に他の類似市場が設けられないとは、これはだれしも保証できないわけであります。そうすれば類似市場の閉鎖と設立はからんでしまつて、なおその上補償が伴うのであるからして、問題は非常に容易なこ

とでは解決できないと思いますが、その御所見を一つ承わりたいと思ひます。またかかる事態の対策をどうすればいいかということをお承わりたいと思ひます。

それから第四点は、類似市場の届出義務は農林大臣みずからやるか、それとも開設者に委任するのかどうか、そういうこともお考えを一つお示し願ひたいと思ひます。

それから第五点は、業務の公正を確保し、または類似市場において卸売の業務をなす者に対して販売の委託をなす者を保障する必要ありと認めるとき、施設または業務の方法の変更、または一年以内の業務停止を命ずることができるとか、具体的にはどういふ場合か、その内容を一つお示し願ひたい。

それからまた施設の改善等は相当資金を要するが、果して実際に變更命令を出すことが現在の類似市場について予想されるかどうか、またその際に命令の実効があると予想するかどうか、そういう問題についてお答え願ひたいと思ひます。

それから第六点は、法律に基いて農林大臣の監督を受ける類似市場の一定基準はどのようにして定めるか、具体的内容をお示し願ひたいと思ひます。その際に開設者の意見を聞くかどうか、その点も一つお答え願ひたいと思ひます。

それから第七点は、これは先般参考人としてお呼びいたしました愛知県農林部長さんのその見解に、一定基準以上の類似市場は今回の改正によって法による規制を受けることになるが、それ以下のものは現在通り県の条例によ

る規制を行う必要が残り、規制に二つの場合があるが、この関係はどうかと、またもし基準以下の小市場について条例が何かにより規制しなければならぬ、いたずらに野放しの発生を招くおそれがあるとの趣旨の見解を述べておるのでありますが、政府としてはそれについての見解はどうであるか、以上七点についてお聞きしたいと思ひます。

○理事(三浦雄雄君) 各位にお諮りいたしますが、今公取の坂根部長は役所の方にも用があつて、もしこの際御質問がなければちよつと席をはずしたいと言ふのですが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○政府委員(安田善一郎君) 大へんたくさん御質問をいただきました。また疑問となるべき点としては重要な点ばかりでございますので、それぞれについて私どもの意見またはお答えを申し上げます。

類似市場の問題にからんだ諸事項でございますが、現在中央卸売市場の制度があるにかかわらず、指定区域内に類似市場が存続する原因はどういうわけだといふことが第一点だと思ひますが、私はまず第一にこれを法律制度の上から見ますと、中央卸売市場は保護育成を政府等において行ひまして、同時にその監督も模範市場となるがごとくいたしまして、市場みずからがその模範的な取引が行われるような取締り法規である業務規程を設け得るようになつておる法律だと思ひます。そこでそれによつて運営されてきた場合には、やはり中央卸売市場を通する取引、あるいは中央卸売市場内の取引について必要な監督命令を

出し得るということが、さらに追加して規定してあるものでございまして、根本的にはやはりこの取引行為そのものは自由を建前にしておりまして、中央卸売市場というものを育成、監督、取締りを通じていたします場合に、その活動に期待しまして、いろいろな品目、いろいろな産地、いろいろな取引形態、いろいろな業者が、ないしはそれに伴ひます施設が発生した場合にはおきまして、全体の取引に少くともその地区内の取引に對しましては、指導的な役割を持ち得るようになつて、言ひかえしますと、他に市場ないしは業者取引が発生しても、中央卸売市場の機能によります影響力によりまして流通取引の適正、円滑化をはかるものとしまして制度ができておるのであると理解しておるものであります。改正案に當りまして、基本的態度はそういう態度でいふ必要事項を改正点として追加するのはいかゞではないかといふことを考へておる次第であります。特に注目すべき点は、中央卸売といひましても、長く保管がきまらぬもの、計画的生産ができなかつたものを必ずしも予定しておきませんで、魚類でありますとか、蔬菜、果実類でありますとか、肉類でありますとか、その他の問題で主として腐敗性か、貯蔵性の少ないものを考へて、取扱物品として考へておるのが中央卸売市場だと思ふのであります。この法律制度の問題と取扱物品の問題、その取扱物品の生産と消費との関係、言ひかえしますと、蔬菜でいへば荷口が必ずしもまとまらずに生産され、販売され、消費されることもあることが自然の姿であるといふことも考へてあると

思ひます。漁村なんかで魚がとれた場合に、中央市場を通らなくちやならぬとは考へていないと思ひます。そこでいふわけは野菜などという野市でありますとか、近在の引荷を荷車だけでやらないで、多少まとまつてやる市場ができる。生産者ないしはそれに準ずるものから消費者に直接または小売商人にゆく形態の取引もあることが自然の姿であると思ひます。それが自然の姿であると思ひます。それと中央市場との間におきまして、いわゆる類似市場ができておるわけでありまして、法律の文章では現行法の第六条に掲げてあるものであります。類似市場といふものがあるといふのは、中央卸売市場があつて初めてあるものでありまして、類似の仕方もいろいろあると思ひます。規模においても取引方法においても、関係業者においても、市場の開設者においても、また段階が卸売であるかどうかといふことについても、形がいろいろあるかと思ひます。形が、終戦後日本の経済形態が守られなかつたり、食糧不足で、全国的な安定した流通に伴ひます安定的な価格が出てくる、こういうようなことも非常に行われたい、いわゆる食糧危機の時代もあつたと思ひます。かたがた日本経済及び特に財政金融事情がいたしまして、公益的な人が開設者になる場合には、特にまた税とか、予算とか、財政とか、政府金融とか、高金利の民間金融とか、こういうようなものからしまして、なかなか思ひ通りに中央卸売市場の設備の充実をはかることができない事情があつた。実態的には食糧不足であり、危機である、あわせて自由放任的な感じからしまして、

不当な利益をむさばるような傾向の氣風も従前よりは増した。こんなこともいろいろありまして、野市とか陸揚げ地の漁村の小さい市場とかいふところに中央市場が整備されれば、それでなかつたものが消費者のために案外便宜であつて、生産者もそこへ売らないと都合が悪い、荷が完全にはけないなどという場合もありまして、弊害を伴いながら類似市場が存続しておるよう考へておるのであります。

なお、別に法律的地から申し上げますと、単に法律文で類似の業務を行う市場といふますが、このものは何かと言ひますれば、中央卸売市場を育成し、取締り監督をするという立場で法律制度ができておる。これ以外に点については自由を基礎にした営業が行われておる、自由のものである、こういうことからしまして、自然にもまた発生しておると思ひます。

従ひまして原因と申しますれば、中央卸売市場法による法律制度及び新憲法による営業の自由の観点、経済的には特に食糧危機を招来したような終戦後の事態、またそれは生産者、消費者の一部の要望を満たしておる、しかし弊害もある、こういうようなところに加へまして、公的団体の財政事情とか、注意の仕方が十分でなかつた点にあるかと思つておるわけでありまして。

その次に第二点でございますが、類似市場の功罪及びこれを育成する方針が、調節するかという方針であります。本改正案を提案しました方針としては、結論を端的に申し上げますと、これは抑制か調整の方針でございます。類似市場を育成して、しかるべくくりつぱな市場にする方針を持った改

に必要な場合は、時の行政府の力と意思によろうと思いますが、国会の行政監査、あるいは行政調査その他のあれもありましようし、消費者その他の意見もありましようし、端的には開設者の意見も当然出てくるのでありましようから、それに応じまして必要な場合は必ず命令をするような法律であり、運用命令も出し得るような政府でなければ、政府という資格はないと思うのであります。農林省はもちろんそういうことで運用するつもりであります。それには資金が要るかどうかということであります。類似市場に対しては臨検検査から、調査報告から、

設備変更から、業務停止から、閉鎖命令まで逐次順を追うて強く適用を抑制しなければならぬ、あるいは適正な措置をとらうとしている態度を御提案申し上げておるわけでございますから、中央卸売市場のように改善的な整備強化の建前からそういうふうな命令をしなくても、これからしようという態度とは違っています、これは資金を要するがゆえに制限、規制、適正化の命令が実行できないとなれば、だんだん深く強い命令を出すべきだと思っておるわけであります。たとえば設備改造ができな場合は、いかにも品いたみが多くて消費者のためでもない、公正取引が行われるような場所がない、こういうような場合でありましたならば、それは一たん設備変更命令を出したあとに、直ちに間もなく業務停止命令が出るべきものと考えておるのであります。またそれらの命令等については当然知事と開設者には意見を聞いてやるのが至当であり、また類似市場開設者当事者についても、出かけて行っ

て無理にも検査できる規定をおいておきますように、よく意見を聞き調査をしてやるつもりでございます。

類似市場の一定規模の問題であります。これはこの法律が運用されまします担当としての私の目下検討中でございますが、なお法案の審議の過程においての意見を尊重して、省としての意見をまとめまして、そして各地ごとに開設者の意見、知事の意見というものをよく聞いて定めたいと思っております。しかし考え方の基準としては、全国的に見まして、いわゆる十三あるわけですが、今後札幌その他で開設すれば、開設あるいは改造するわけでありまして、数もふえると思ひますが、全国的にも、地方的にも、その両者で見まして、中央卸売市場の設備、言いかえましますと、敷地と申しますか、敷地とその市場行為をする利用建坪、それから建坪の中における売り場とか、せり場とかというようなもの、冷蔵庫ないしはそういう施設であります。それらのうち少くとも現状におきまします一番最低のものところは必ずこれに適用があるように思っております。調べておられますところによりましますと、建坪が、売り場面積と申しますか、売り場面積が百坪、敷地としましては、用地面積としましては三百坪前後、もう一度申しますが、建坪百坪前後、用地面積三百坪前後、売り場面積八十坪前後がいいのじゃないかと思つておられますけれども、なお御審議及び関係者の意見を聞いてきめたいと思つておられます。

もう一つの考え方は、全国的に見て一番小さいところ以上のものというこ

とであります。それより二、三割下げたその規模で押える方が適当でいいという場合と、根本的な制度の趣旨から見まして、類似市場と中央卸売市場の取引上における機能から見まして、その指定区域の中はほゞだけの消費量があつて取引があるか、消費以外に中継ぎ場所になつておるところもありましようが、そういうことも考えまして、東京などでは類似市場は大きく、鹿児島などでは小さく、高知などでは小さくというように、その地区その地区の比率でもちまして、ただいま申し上げました基準をさらにこなしまして、実情に合うようにしなしてやつたらどうかという、そういう考えのもとに成案を得ようとしたておるわけでございます。

第六点の一定基準以下のものは原条例の規則によるのではないかと、点が愛知県農林部長等から出たように思ひますが、そのことに触れての御意見だと思ひますが、私はまた農林省は、類似市場であつたものを原条例でいゆる公認をして許可制をしいても、許可したあとは中央卸売市場とほゞ対等な、私的ではあるが対等な公認法定の卸売市場とする意見を持つていないので、むしろそれは中央市場の育成によりまして、また育成のために、類似市場は許可制による公認などしない、単に勝手にやろうとするものを届出を義務づけまして、制限規制命令だけを置く、そうして随時これを抑制排除の方向の法制化をする、こういうことではあります。今は愛知県にすべしに例があり、京都でも例があり、横浜その他四、五県がすでにそういう県条例も置きたいといつておるほどであ

りまして、私どもの注意等もありまして、指定地区を除くようになつて案を考へておるところもあるようでありますが、いまだに成案を得ておらないと思つております。しかし各地で早く何とかしたいというところも思つておるようでありましようが、なるべく、なるべく、早くというよりは、案が通れば、その原条例の重複する分は国の法律が出たのであるから条例の規定事項ではないという方法によりまして、条例を廃止せしめたいと思つておるものであります。

従ひまして、抑制すべき類似市場なり自由市場がまだ残るような改正法案による規模の指定をするのは適当でない、抑制する要があるならば、類似市場の一定規模の限界を引き下げれば無効になりますので、新たに制定もできなくなるわけでありましようが、しかし産地でありましようか、農村地帯のありましようか、小規模の消費地などについてのもは、生産者からいつても消費者からいつても、市場がかりにできない、抑制をする必要がない。特にこの取扱の基準から見ましよう、それで当分の間はもつと事態がはつきりして抑制しなければならぬとでもなるようになれば別でございます。それが、それは愛知県農林部長の言われるように、一部は本法でひつかかるが、他方は原条例で規制しなければならぬというの、表現はそうでありまして、現在の大きな類似市場を放任しよとする方に重点を置いた規則であるのが間違ひでありまして、しいて規制をしないでもいいという部分を残せばいいと、こういう考えでおるわけでございます。ちよつと問題の番号を間違

いまして、内容は以上しやなかつたかと思ひます。

○青山正一君 もう一、二点。今度はその法律改正後政令などにきめるいろいろな問題について二、三点お聞きしたいと思ひます。

第一点は、卸売人の許可権を都道府県に委任せよという意見が相当あるわけなんです。その意見が相当かどうかを聞いておる。それからそのほかの都市に達した、たとえば他都市の場合ですね。開設者と知事とは、まあこれは別性格のものであつて、お互いに、たとえば先ほど局長からお述べになつた、許可の問題について非常にけんかをしておる、県と市とが。ところが東京都の場合、知事と市長とが同一人格、この場合東京都に対してこれは委任してもよいのではないかと、そういう意見もあるわけなんです。それが、それに対する御解決を一つ承わりたい。それが第一点です。

それから第二点は、開設者は業務規程で卸売人の員数を制限することができると、これは非常に常識的なことである。ところが、この点も一つお答え願ひたいと思ひます。

それから第三点は、卸売人の認可、それから申請は開設者を経由せしめるか、あるいは開設者の進達によつてやらせるようにできないかどうか、その点一つ承わりたいと思ひます。

それから一番最後に農林大臣の業務許可、これはこの前私ちよつとお聞きしたのですが、もう一度確認いたしたいと思ひますが、農林大臣の業務許可と開設者の施設使用許可との間にすうい問題をはせぬか。たとえば市場施設は開設者が持つておる、ところが

その市場施設を使わなければ業務ができない、ところがその業務の免許行為を大臣がやる、そういう点が非常に何となくおかしくなりはしないかと、そういう非常に常識的なことであつますが、これはまあおそろく政令とかさういふことだからこつと問題がうたわれたことだらうと思ひます。そういう四つの問題についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 卸売人の許可権は現行法では都道府県知事になつておられますが、今回は主務大臣にいたしたいという改正案を出しておるものであります。しかし現行法におきましても地方自治法その他におきましても中央卸売市場法においても国の事務として取り扱つておる上において初めて規定されておるのではありません。今は先般も御説明申し上げましたように、特に卸売人の行為は隔地者間の行為であつて、大きな中央卸売市場は集散市場の性格も多分に帯びておる。都市と都市とが連合して一つ一つの市場を開設するというほどになつておる。市に受益者負担等をするものにも何しろ商品の腐敗しやすい売買のものでありますので、なかなか法制化もむずかしいと考へておるわけでありましよう。そこであくまで原則としては主務大臣の許可である。これは現行法においてもそうであり、地方自治法においてもそうであると思つておられます。今後は卸売人の活動、営業の範囲が広くなりまうので、ますますなると予想すべきでありますので、現状でもそうでありまうから、中央卸売市場法でございます。

が、卸売人のように一般全国的ともい
うべき地域で営業する者の許可は主務
大臣が適当であるし、あるいはそれ
なければならぬと考えております。し
かしながら行政庁の実情から見まして、

られた条件のもとではよく開設者であ
り、開設運営のよき運用をされてお
ると思ひますが、しかしあまりこの開
設業務をするの者と卸売人の許可を
持つものとの者が同じであること

で法案は提出しておりますが、必ずし
もそれでなければならぬという法案で
はございませぬから、そういうことを
研究したいと思つておるわけでありま
す。

それから第二の開設者は業務規程に
よつて卸売人の員数を制限することが
できるかという問題につきましては、
端的に結論を申し上げますと、現行の施行
規則第十二条にありますような趣旨は今
後も通しまして制限はできると、こう
いうふうにするつもりでございます。

法律改正後もその規程は市場の運営に
即しまして適当であると思ひます。な
ぜかと申しますと、営業の自由を広く
域にわたつて制限的に許可権を行使す
るのとは大臣である必要がありま

は、だんだんと本省の人員、能力、知
識その他の資料等の整備をはかりまし
て、国が重きを置いてやるのがいいの
ではないか、現在のところは、現在の
実情で行うべきでありましようが、い
いのではないかと思つております。特
に市場開設行為は、先ほども申し上げ
ましたように、市場という業務の、事
業主としてのものでございまして、

必ずしも条例を出すような場合の何と
申しますか、特別権力関係を持つよう
な地方公共団体とは必ずしも思つてい
ないわけでありま

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

は、市場設備のよき運営を念いたさ
なければならぬと思ひます。またそ
れを通じまして卸売人の行為も、市場
開設者の取締りも、取引の流通及び価
格についての円滑なる運用をはかるこ
とが目的でござい

申請書とくつづいてくるわけでありますが、許可申請があつたものを進達せず経過せずということはできないと思ふのであります。

第四点の卸売人の業務許可と施設使用の許可とを区別することはおかしくないかというところは、多少離れたことを申し上げますと、独禁法排除に關する業務を農林大臣が行ふことがよろしいといふことと照應して、まさにこの業務はよく実態を把握して許可事務を行ふべきと、本省において行ふべきと思ひますが、施設使用の許可その他はいわば市場開設者と卸売人の類型的契約でもございまして、その意味においては条例の中で定めたことに従うべきでございまして、そういう業務規程である条例に従ふべきでありまして、条例でなくともいい業務規程でございまして、それは先ほど申しましたように、本法そのものの、その施行令、規則、業務規程とは一体となつて運用されるべきものでございまして、そこに別段の矛盾はないと思ひます。加ふるに、業務規程には農林大臣の認可を要しますので、変更命令もできないことはありますが、不必要な、不当な乱用をした業務変更は当然できませんので、そこに兩者一体となつて矛盾を生じないと思つております。

○重政廣徳君 今類似市場の規制の問題がちょっと出たのですが、私はいたずらに類似市場を規制すべきじゃないように思ひます。消費者あるいは生産者に損失を及ぼす状態にあるとか、あるいは衛生的に公衆に非常に不利の状況を及ぼす現状にあるとかというようなことを除いては、私は自由市場を規制すべきではない、かように考えておるのであります。その区域の中に類似市場があつて、ただその公設市場の利益のために類似市場を規制するといふようなことは、私は断然なすべきではないと思ふ。かように考えておるのでありますが、どういふ御見解をお持ちですか。

○政府委員(安田善一郎君) 御質問のつど違つた言葉を使ひまして、違つたように受け取られると、そういう意味ではございせんけれども、類似市場に對しまする規制命令はですね、本改正案の本文にも上げておりましたように、取引の公正上阻害があるわけでありまして、それから生産者のことをおもひ言つておられますが、販賣の委託をするために支障がある。その前者の取引の公正とは消費者の利益も考へておるわけでありまして、そういう場合にだけ発動できるものでございまして、しかしながら中央卸売市場が適正に開設が認可され運営が適正に行われてゐる限りにおきましては、この法律は中央卸売市場を育成して、その適正な取引をもつて他の一般の取引を公正ならしめることを目的にいたしてございまして、中央卸売市場の業務運営が、まあ分量は別にいたしまして、取引量が取引の公正化の中に入るべきものだと思ひます。だから中央卸売市場の意見も聞かなければならぬ。中央卸売市場ができるのにこちらの方がかりを抑制、いじめるのは、よくないと思つておりますが、この市場が適正ならざる場合についてその簡単に、その意見に従つてできるとは考へておりません。その旨を法律で明確にいたしておる次第でございまして、

○重政廣徳君 その点は非常に重要な問題になるだろうと私は思ふ。中央卸売市場の方面ではいわゆる利益を擁護するためにそういう意見が出てくるだろうと思ふ。中央卸売市場は自治体なり政府なりが指導育成発展せしむることは、これはもう当然なことだ、そういう措置をとつておる。それがいわゆる自由市場に圧迫せられて成り立たないというふうな公設市場は、すでに運営なり何なりが工合よりいつておらぬから、そういう状況に私はなるんだらうと思ふので、その点非常に將來微妙な問題が生じてくるので、一つ十分注意して、私は自由市場を規制するといふことは、最もこれは重大なそういう規制せねばならぬといふ、公衆及び消費者及び生産者に危害を及ぼすといふりっぱな根拠がなければならぬといふことはなすべきではないと、かように考へておるので、どうか一つそういう意味で十分注意してこの運営をさせていただきたいと思ふ。

○政府委員(安田善一郎君) 重政委員の御意見通りに運用したいと思ひますが、従来は中央卸売市場に一つの理想と現実の目標を考へて、生鮮食料品の取引をこれによつてよりよくやうと、こゝろにふり考へておりましたが、遺憾ながら都市の熱意も足りない場合がありまして、指定地域であつても中央卸売市場などができていないところもありまして、ここに類似市場が発生するのはやむを得ないといふよりもむしろ当然でございまして、そういう事情のところもありまして、しかしながらりっぱな中央卸売市場ができてきて、人口の増加とか、取引量の増加が生じた場合、あるいは近代的な取引の方法

が相当普及し得るのにやれない場合などにつきましては、これは国としても援助方が薄かつたと思ふのであります。そこで三十年度は六千万円の補助金を中央市場に向つてすでに出しまして、来年度は何分の一かは、正確に申しますと、五分の一の補助金六千万円を始めまして、それよりは民法法人を主体としてやるならば自治庁ともすでに折衝済みであります。中央卸売市場に對しましては、食糧の公益尊重という建前から起債の点を非常に案にしまして、必要なことは必ずやり得る資金調達をし得ることにいたしました。しかし一般起債市場は八分前後の高利でございまして、補助金より有利にいたしますために見返り円約六億ぐらゐを二十年間年賦ぐらゐにしまして、金利も四分であります。補助金より実是有利になるのであります。そういうことを加へまして中央市場を育成すること、類似市場の規制の条件を法律で書いて明確にしてやるのと、そういう前提の上に立つてデリケートとおつしやいまして、行政の妙を得てやりたいと思つております。ただし六条にもありますように、中央市場に全く百パーセント以上の機能を持ち、設備を持つものができるのは期待すべきであります。が、かりにそういうものができなせんども、ほぼ別に適當なものができるといふ場合には、類似市場に向つてはいわゆる閉鎖命令の規定が従来からもあつたこととございまして、そこで類似市場と中央市場とを重きを置いて考へるか、こゝろにことになりまして、類似市場は抑制しきみで、抑制することとして扱うのがほんとうではないか、こゝろにふり考へております。

○重政廣徳君 これはそのくらい手厚い、公設市場には政府が發展のためにそのくらいな指導と援助を考へておるのだから、これは自然現象としていわゆる類似市場はそういうところには成り立たぬようになるのが自然の経済状態だと思ふのです。だからいたすに、いたすのではないが、法の力によつてそれを規制、廃止するといふよりなことはなすべきでなし、私は自然にそういふようになるだらうと思ひます。だからほんとうに政府が腰を入れて公設市場を育成する重大な力をもつてやるといふことになれば、そういう規制、廃止するといふような条文は私は要らぬと思ひます。理想的にいへば、またそこまで援助していかなければならぬ、かように考へております。

○政府委員(安田善一郎君) 私はお言葉はこもつとも思ひますが、あたかも公共事業費をもつと食糧自給のためりんとつけようといふときでも、財政事情のために十分でない場合がありまして、地方財政も大阪などを除いては、かなりむづかしい点でありますから、本法の趣旨に従つて財政的援助もやる、こゝろにふり考へますが、あくまでやはり自由企業もある場合にはそれが成り立たない条件を作るべきであります。直接類似市場を閉鎖することとは慎重を期さなければならぬ。が、財政経済事情、あるいは都市人口の集中と消費量の問題から考へますと、ほんとうにまたやらねばならぬときは強力にやらなければならぬ。が、法律にはぜひ置いていくべきものとして考へております。なぜかと申しますと、物事は現状で考へるのが一番いい

と思ひますが、類似市場に向いて、中央市場とあつても同様な取扱いをするがごとき、私的会社と同様な扱いをするがごとき、少し市場法のことを考へない各地に条例ができて、その各地ごとのばらばらの条例によりまして類似市場がある意味の特権市場化してゐるのが最近の状況でありますから、これは国で全体として押えて、中央市場としての位置を適正にならしめるということが必要だと思つておられます。

○重政廣徳君 僕はこの条文を廃止せよといふことを言つておるわけではない。国のいろいろな状態で助成なり指導が足らぬために、その公設市場の足らぬ部分の利益をはかるために自由市場を開闢するといふような考へ方は、これはとくとやめてもらわなければならぬ。そういう意味のことを申し上げておるので、この法律からその廃止をしるという意味で私は申し上げておるのじゃないのです。

○政府委員(安田善一郎君) よくわかりました。重政委員のおっしゃる通りに運営しまして、従来開設者である都市が熱意を欠いて、整備すべき条件であるのに整備しなかつたり、手数料の考へ方を、短期間の市場の独立採算制をはかりましたり、長期償還をすればいいので、設備を作るときには一挙に資金その他を要しますが、そういうことだけで無理なことをして、熱意が薄いことについては、今後は一そう開設者側とよく話しまして、監督したいと思つておられます。

○清澤俊英君 今の問題、大体類似市場といふものを残さうといふ考へ方も相当あると思ふのですよ、今言われる通りに。それでさうでない、ほとんど

中央市場にひとしいようなもので、どうしても統合せなければならぬといふようなものも具体的にあらうと思ふ。

○政府委員(安田善一郎君) 今後いろいろな方面から努力をいたさなければならぬのですが、私がやつてもいいと思つて、一局長でございましてが、思つておるのには、条例で法定されたような類似市場は、名古屋の公設市場の分場化、単独の分場になさるのがよろしい、こういうふうに思つております。

○清澤俊英君 大阪の木津はどうですか。
○政府委員(安田善一郎君) 木津については一そうその感が深いのでありますが、目下部下に詳しい調査をいたさしておる段階でございまして。
○清澤俊英君 そういうことを法律で規制してやることができるでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) 法による伝家の宝刀を振るるのは一番必要なことだと思ひますが、先ほど申しましたように、いろいろな角度からいろいろな用意をしなければいけない、かように思つておられます。

○清澤俊英君 それでさういふものが自然発生的に地方条例なり何なりによつてできておるといふことは、中央市場をゆさぶるがごとき市場が発達してきてゐるといふことは、何か現在の中央市場に対して欠陥があるとお考えになりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 先ほど青山委員に対して申し上げました通りでございます。
○清澤俊英君 ちょっと聞き忘れましたが、いま一度御迷惑でも、簡単にいいですか。

○政府委員(安田善一郎君) 第一は、新憲法のもとに自由の営業がある。中央市場はその取引の独占をするような独占形態としては、現行法律制度ができておらぬ。もう一つは、社会経済事情がありまして、一方には普通地方公共団体と言われるものに地方財政の窮乏貧困がある。一般金融においても高金利の状態があります。第三には、人口の増加があり、都市集中、消費地集中の傾向が終戦後特に顕著でございまして、食糧危機の事態と相照応しまして、そこで類似の市場も成り立つ事情がある。しいて加へますれば、重政委員からおっしゃいましたように、国もこの問題を注意してもっと援助することが足りなかつたのでありまして、開設者である都市等におきまして、熱意が足りなくて、一時的な独立採算制などをはかるようなこと、設備強化について長期償還をしていくような気が足りなかつた、こういうようなことなどがおもな原因と思つておられます。

○清澤俊英君 こういうことを考えられませんか。理想の型としては、単一市場、単一卸売という型が正しいのだらうと思ふのですが、理想型ですよ。それからそれがなかなかうまくいかないで、複数が問題になつてゐると同じことで、場合によりましてはやや単一市場だけじゃなく、複数の市場の開闢もこれは自然の競争でだんだん業態をよくするのじゃないか、これも考えられる。それでそれがだんだん業態が進んできて理想点にだんだん近寄つてくれば、おのずからこれは両立を許さず、合併することができるとなる、こういうことが考えられるの

で、無理にああいうものの発達を押えていこうといふ考へ方はどうもおかしいのじゃないかと思ふのですがね。ちやうど卸売の複数の議論が成立すると同じわけですよ。

○政府委員(安田善一郎君) わかりました。単数が原則でありますから、援助もする反面、非常に厳重な監督がされておるわけでありまして。また野市とか、漁村の魚で例を一番よくわかるように申し上げましたように、本来は中央市場以外の市場を開くことも自由であり、本法はこれを初めから禁止したり、許可制をして抑制を、不許可の形で幾らでもできるというところは避けたい、そういう考へで届出主義で監督し得ることにしておるわけでございます。して、不正な場合、不当な場合だけを抑制し得るという規定を置くこととどめたいと思つて立案されておるわけでありまして。また、根本的には大正十二年に法律ができましたときは、おそらく当時の事情に沿つておつたと思ひますが、市場を置くべき地域の指定と、その当時の人口とがそのままになつておる。それは今後変へるべきだ。またその当時から一地域一開設者主義という主義が施行規則にも明確に書いてあります。ところが一般業界その他におきます通例の解釈は、一地域一開設者とは一市場主義だといふことが普通のよりでありましたが、従つて本場は必ず取引量や設備が少なくなつたときでも本場は必ず一つで、あとは分場といふような形で東京都などまかなつておりますが、私は都市がその地域の中心として一つであれば、まあ二つ都市がある地域を指定すれば別ですが、都市が一つであれば税の徴収とか起債と

かはその一人の者でありますから、一開設者主義はとつていきたいと思ひますが、数個の市場を一開設者が開くことはむしろ適当である、こういう解釈で方針を改めて明確にしたいと思つておるわけでございます。

○東隆君 私は類似市場にも関係があると思ひますが、第十条ですか、十条によつて卸売市場における卸売の業務をなす者の、売者の許可の場合です、この前質問を申し上げたときには協同組合の連合会は許可を受ける対象になり得る、こういうお話があつたと思ひますが、しかし、考へてみると非常にこれは困難な条件があると思ひます。都道府県の連合会の場合には、これは可能なことが考えられますけれども、しかし、それには都道府県の連合会の区域がありますから、従つてその区域の協同組合が出荷をしたものについてば扱へない、こういう制限があると思ひます。それから全国段階のものがかかりに卸売の指定を受けた場合に、今度は全国段階の場合には全国区域の協同組合から出るものも実は都道府県段階のものを通さなければやれない、こういう制限が出てくるわけですよ。従つて私は見ようによつては卸売人の単複の問題は、業者とそれから協同組合の二つの複数制の方が考へようによつてはいいと思ひます。その場合に、非常に協同組合関係の側には制限があるので、初めからハンディキャップがついておるわけですよ。従つて中央卸売市場の中に卸売人として協同組合、生産者団体の代表が業務をやる場合にはやり得ないといふことが多いのじゃないか。そこで、それを防ぐためにはどうしても区域を撤廃するとか、あるいは市場で

取扱ひ品目についてはその限りにあらずと、こういうふうな一応の条件をつけなければ、生産者団体が中央卸売市場の卸売人になるという事は、これはなり得るようではあるけれどもなり得ない、こういうことにならうと思ひます。その点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(安田善一郎君) 法律上及び行政の平等な取扱ひとしましては、生産者の協同組合連合会は卸売人になれると思ひます。単数、複数について御所見がありましたことも、将来の姿としてはそういうことが考え得る、そういうこともあろうと思ひます。しかるに、そのほかにつきまして協同組合には三段階制、区域の制限がある、こういうことでありますが、やはり協同組合は目下のところではその協同組合の本質に照らしまして、地域の協同組合の精神も相互扶助協同精神の中に入っておりますから、それをむやみに撤廃して、他の協同組合による協同組合事業をくずすことになることはよくない、必ずしもよくないのではないかと思ひます。しかしこういう生鮮食品の腐敗しやすいものを扱うのに、むしろそれよりも三段階制を要するかどうかという事は研究に値することと思ひます。他方そういう地域的制限や、きのうもお話が出ましたが、新組合には援助等の措置もあります反面、法律でも法人税、登録税等の特権も与えておるわけですから、問題はむしろ協同組合の運営の上から、なまものを扱う場合に、そういういい役員がいるかどうか、よくこれは養成すべきことだと思ひます。さらに一番問題は、昨日も全国生鮮食品関係の県の主任者と協同

組合と一日協議会をやりましたけれども、一番末端の組合がしつかりできておらぬ。簡単にいいますと、今村の中、あるいは蔬菜地帯、共同部落、こういう場合の共同出荷組合などがかなりできて、市町村の総合農協の扱つておる團體部などがありますが、それをまとつとつかり作つて、資金におきまして、必要措置がまだなされておらぬので、やはり全国連合会が入れるか入れぬかの問題とともに、真にそれを扱う力ができるかどうかというこの組織能力上の問題があるので、その整備をしつとつ、これは考へて行くことだと思つておられます。

○東隆君 今お話のようにならうに考へてもいいのですけれども、實際上連合会が、全国段階の連合会がかりに卸売人にならうとしても、これはなり得ない。それから地方において、都道府県の連合会がかりに卸売人の指定を取つても、それは地区の制限をもつて、よその区域からくる単協から出荷したものを實際は扱えないのです、そういう非常に制限があるので、私は農民の団体という形でも出てくる場合に、全国連合会の名前において、かりに各都道府県に卸売人の指定を受けた場合に、その場合においても、支所の形でもつて受けた場合に、今度は三段階になつておるために、またそこでもつて不便が出てくる、だからそれを解決する方法がないかということ。

○政府委員(安田善一郎君) 現になつておるところがあります。大阪の青果物市場では全販連の支所が持つておる。ただし非常にうまく行かないので自分もやめたがつておるのです。東京で

も同じ制度になつて、会社になつておつたかと存じますが、過日参考人にあられた勝賀瀬さんが御大將の会社もあつて、これはかろうじて息をつないでおるわけですが、私はいきなり一番扱いにくいものを、法を変へまして、それができるように特別の恩典を与へることもよく考えなくちゃいけませんけれども、それよりも、まず第一に農家がそういうものを扱うには、末端の部落段階、部落組合から、経営者から、それから何段階ある場合も、こういうふうなものは一段階を省いても取引をするとか、果連でもどうするか、員外利用の道もありますから、そういうものを考へるべきで、農協など、あるいは漁業協同組合などの根本に触れて、地域を撤廃したり、集荷組合だけのために段階制を撤廃したり、どういふやり方をしてもいい、こういうふうなことをまず先に考へないで、逐次それを自主的に考へてもらいたい、こういうふうにしておられます。

○東隆君 私は今の問題、非常に困つた問題があると思つたのです。協同組合関係に。それは単協が総合的な仕事をやつておるために、そのためにそういう問題が起きてくるわけです。もし業種別に協同組合をこしらへて、その全国段階のものをこしらへた場合に、これは二段階で済むわけです。そういうふうな場合はこれは可能だと思ふのですけれども、しかしその一つの奨励はあまり勧めたくない、日本の協同組合の場合にはそういうふうなものはあまり勧めないわけですから、従つてそういう形でいくと、この市場に進出をするのには、これは非常に困難な情勢になつておるから、そこでその一番非常

に困難なものを市場でもつて取り扱ふところの品目については、地域の問題、区域の問題、地区です、それから全国段階の場合におけるところの困難な問題は、単協そのものから受けたものなり得る、こういう形です、その形をはつきりやり得るやうに態勢を作り上げれば、これは漁連の場合なんか当然そういう問題が起きてくる。だから協同組合を両方考へてみたときに、その非常にじやまになる点を市場で扱う取扱ひ品目について制限を撤廃する、そういう条項を作つてもいいじやないですか。

○政府委員(安田善一郎君) ただいまのところでは私はその説に反対であります。なぜかと申しますと、第一、出荷の元である生産の圃場であつたり、海岸であつたり、そういうところの組織ができていない。それから第二点は、完全に無条件委託をすれば、その弊害はほとんどなしにできるのに、實際現実の農協その他は無条件委託をしていない。そこで赤字を生じて、無用のという意味の御意見が戸叶先生からもありました、赤字団体を生じて政府が保護し過ぎる場合もある。従つて、元の方から作つた場合に、第三点は、たまたま生鮮食品で中央卸売市場があるがゆゑに、商人と同じに地域を撤廃してしまつて商行為を自由にできるといふふうにするとは、農協その他協同組合の本件ではない、こういうふうには思ふからであります。しかし、御意見の向きでやつていいし、やるべきことが制限があつたりしてうまくできないものは、今後団体ともよく協議しまして、ある段階をはずす場合も自主的に許すならば、そう考へられるな

らば、そういうことはよく研究したいと思つておるのであります。

○東隆君 私はこの中央卸売市場において問題は、委託というものを前提に置いて考へた場合に、それを原則にして進めた場合に、そんなに大きな弊害はないと思ふのです。今までおそれ、戦前なんか農会があつたんだの何だのやつて、そうしてやり得たということ、私は、私はその区域だの何だの制限がなかったから農会はやつたのだと思ふ。協同組合がいつをやれなかつたことは、制限があつたからやれなかつた。だから、この問題を考へてきたときに、生鮮食品品のようなものについて、その制限を撤廃して、そうして委託というものを原則にして、これ以外にはやらないのだという態勢にしてやれば、私はこいつはそんなに危険性のあるものでもないし、当然やり得るものだし、これは何もそんな買取り販売をやるわけでもないし、そういうふうには考へられるものじやないか、こう思ふわけです。

○政府委員(安田善一郎君) 私が申しましたように、今直ちに申し上げたのですが、東委員の御指摘のような点をよく研究して、自主態勢も整へて、最小限度不公平にわたらぬ範圍に政府が援助できればそれはけっこうだと思ふのであります。協同組合の地域性があつたり、員外利用に限度があつたり、特に信用事業は経済事業の運搬資金としても必要があると思ひますが、そういうときに投資者がありましたが、組合員から出資をとるわけであり、そういうふうな根本の農業協同組合、特にこれは中小企業協同組合と違つた性質もまたあると思ふのであり

ます。漁業協同組合で言えば、漁業権の主体になっておるものも多いなどの状況もございまして、それらを彼此勘案するとうと、今直ちに市場で取り扱うということのゆえにその根本法を変えるのはまだ研究を要するのではないかとこのことを申し上げたのであります。そういうのが解決すればもつと伸びるべきものだ、自分たちのものは自分たちが共同して売るべきものだ、こういうところは全く同意見であります。

○戸叶武君 本年度の予算六千万円ほど計上されているが、これが本年度に完全に使い得られるかどうか、それが使い得られないような場合にどうするか、その点お聞きしたい。

○政府委員(安田善一郎君) もう使いました。

○戸叶武君 現実には横浜や仙台等では返上しているというような話を聞いておりますが、それに対してはどうですか。

○政府委員(安田善一郎君) 時期的におくれまして、と申しますのは、土地の購入費というような償却する要のないものに補助するのはおよそ補助金という性質では合わないということなど、大蔵省の意見等もありまして、また予算書には産地の出荷施設になるべくやれということと畜産の関係から一緒に書かれて、不時の障害が出ましておくれで非常に恐縮でございましたが、あとはそのまま計画通りに本省としては手を離れて、各地でこれの実施に移ってもらって、使用に当ってもらっておるわけでありまして、御指摘の点などにつきましては、市会その他の関係で本年度は十分でないから、来年

度見返り円の援助をもらう方がかえって利する場合もあるからという問題もありまして、ことし補助金を出したところは来年度見返り円の政府資金の融資をしないということではございせん。これは引き続いてやりますけれども、他に基幹施設に限りまして補助金を出しましたとか、まだ補助していい設備の分もありましたので、緊急な名古屋その他の市場にその分を回したわけでありまして。

○理事(三浦辰雄君) 委員各位にお語りいたしますけれども、質問も一段落のようでありましてから、これから懇談会に入りたいと思いますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(三浦辰雄君) それじゃ懇談に入りまして。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(三浦辰雄君) 速記を起して。

懇談中にこの法律案についての取扱いについてはお取りきめを願ったのであります。御丁承願いたします。なお農業改良資金助成法案についても懇談中のお取り計らいによって進行したいと存じます。

では本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十二分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)

一、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)
一、農業協同組合整備特別措置法案(予備審査のための付託は二月十六日)

昭和三十一年四月四日印刷

昭和三十一年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局